

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月14日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第2号

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県保健福祉事務所管理規則（平成18年佐賀県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 衛生対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4)～(22)</u> 略</p> <p>5 略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 衛生対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)の施行に関すること。</u></p> <p><u>(5)～(23)</u> 略</p> <p>5 略</p>

附 則

この規則は、平成30年3月15日から施行する。